

第3次 大崎上島町 地域福祉計画

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度

概要版



地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」とされています。

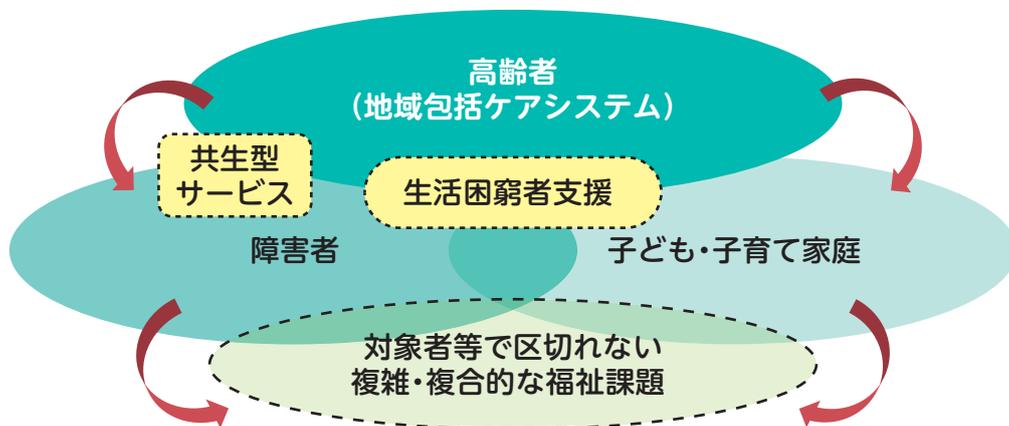
地域福祉の推進は、個人による努力(自助)で解決し、隣近所やボランティア、NPO団体などの協力を得ながら解決(互助)する。また、介護保険制度や医療保険制度など社会保障制度を活用する相互扶助(共助)、行政でなければできないこと(公助)といった、重層的な取組(四助)が地域福祉の活動となります。



「地域共生社会」の推進

「地域共生社会」とは、制度や分野による「縦割り」を見直すとともに「支え手と受け手」という関係を超越して、住民同士や地域活動団体等が主体となって地域課題を誰もが「我が事」として意識し、世代や分野を超越してつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

地域共生社会のイメージ



自助・互助・共助・公助のイメージ

自助・互助・共助・公助のイメージ

住民・関係機関・社会福祉協議会・行政等の相互協力

自助

住民自らができることは自らが行う

- 個人や家族など、自分でできることは自分で行う。(自助努力)
- 民間の福祉サービス等の利用

互助

地域住民がお互いに助け合い・支え合う

- 隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う。
- 自治会や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の市民活動団体による支え合い、助け合い

共助

社会保障制度やサービスなど

- 介護保険制度や医療保険制度などの社会保障制度に基づく、地域の事業所や社会福祉法人等による支え

公助

行政による支援

- 保健・医療・福祉など公的な制度に基づく、行政でなければできない公的福祉サービスの提供・生活保護や人権の擁護、虐待防止対策など行政施策として行うべきもの

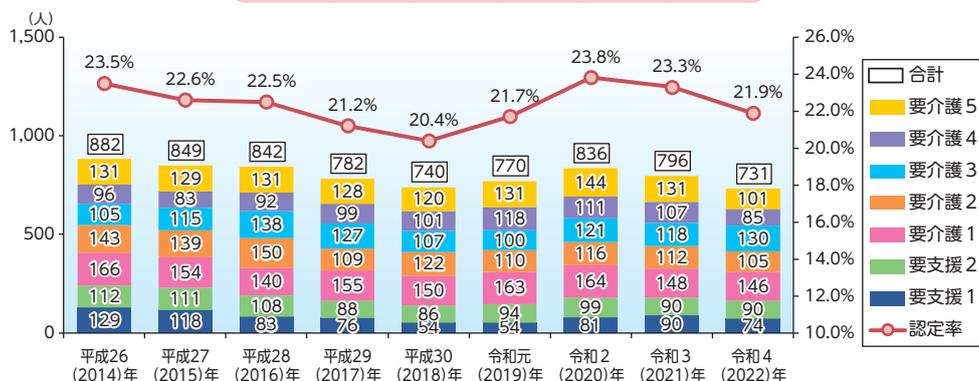




要支援・要介護認定者数及び認定率の状況

令和4(2022)年では、本町の要介護等認定者数は731人、要介護等認定率は21.9%となっています。

要介護等認定者数及び認定率の推移



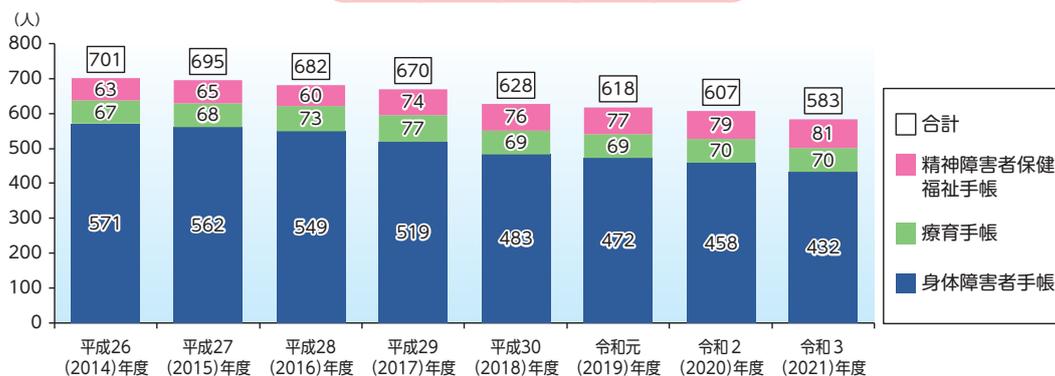
資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）



障害者手帳等所持者数の状況

障害者手帳等所持者数は減少傾向となっていますが、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は増加傾向となっています。また、「療育手帳」の所持者数も横ばいで推移しています。

障害者手帳所持者数の推移



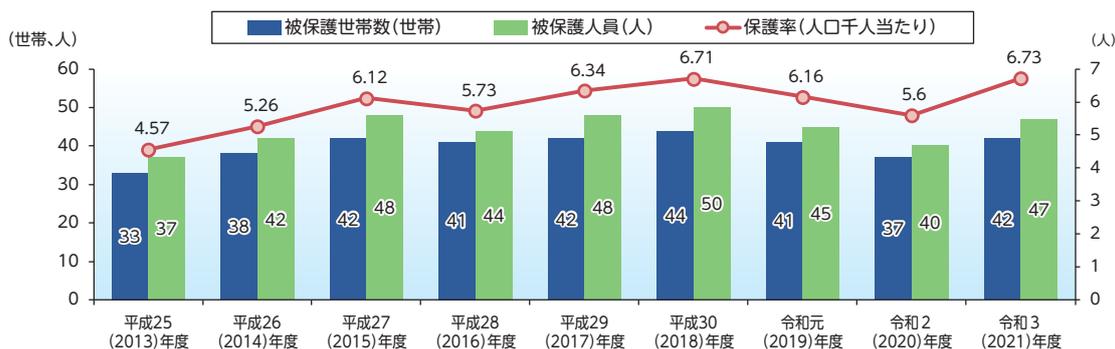
資料：町福祉課（各年度末）



生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の状況

令和3(2021)年度では被保護世帯は42世帯、被保護人員は47人となっています。

生活保護の状況



資料：町福祉課（各年度末）

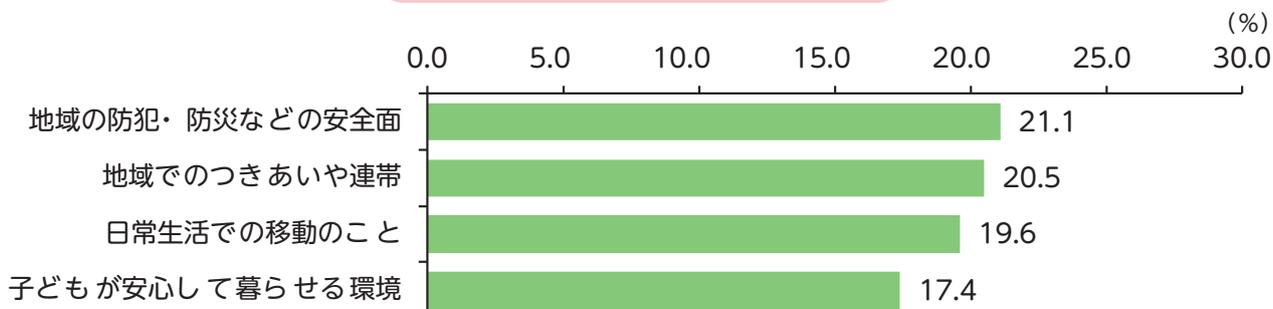


アンケート調査結果からみられる状況

① 住んでいる地域で心配なこと・気になること

住んでいる地域で心配なこと・気になることについては、「地域の防犯・防災などの安全面」が21.1%と最も高く、次いで「地域でのつきあいや連帯」(20.5%)、「日常生活での移動のこと」(19.6%)、「子どもが安心して暮らせる環境」(17.4%)などの順となっています。

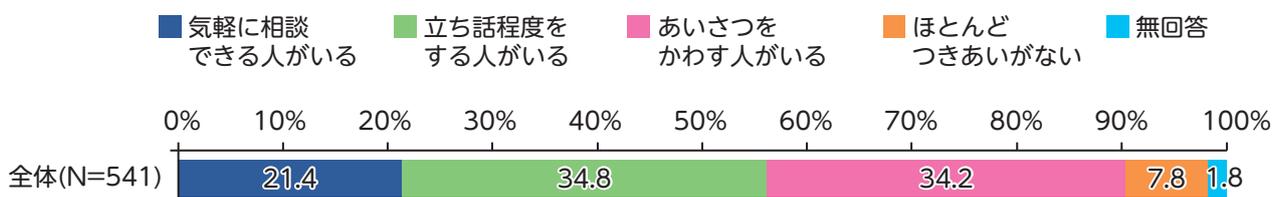
地域で心配なこと、気になること



② 近所つきあいの程度

近所つきあいの程度については、「立ち話程度をする人がいる」(34.8%)、「あいさつをかわす人がいる」(34.2%)、「気軽に相談できる人がいる」(21.4%)の順となっています。

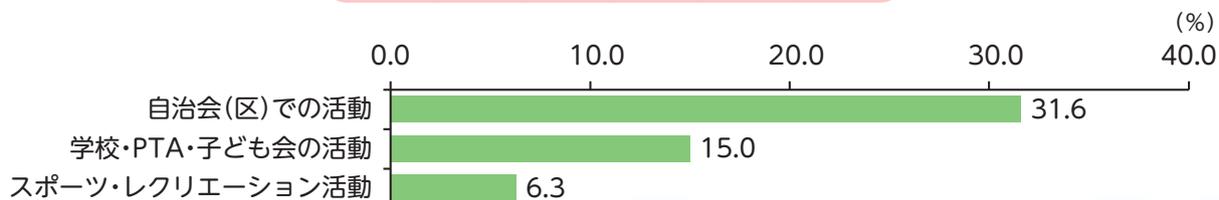
近所とのつきあいの程度



③ 自治会(区)等の地域活動

自治会(区)等の地域活動への参加状況については、「自治会(区)での活動」(31.6%)、「学校・PTA・子ども会の活動」(15.0%)、「スポーツ・レクリエーション活動」(6.3%)の順となっています。

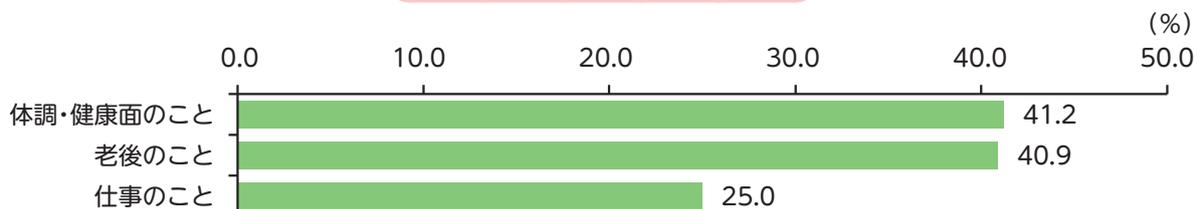
参加している自治会(区)などの活動



④日々の生活での悩みや不安

日々の生活での悩みや不安については、「体調・健康面のこと」(41.2%)、「老後のこと」(40.9%)、「仕事のこと」(25.0%)の順となっています。

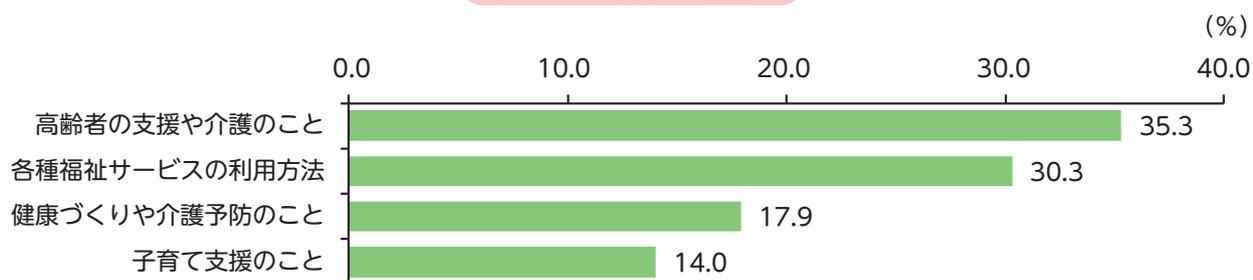
日々の生活での悩みや不安



⑤知りたい福祉の情報

知りたい福祉の情報については、「高齢者の支援や介護のこと」(35.3%)、「各種福祉サービスの利用方法」(30.3%)、「健康づくりや介護予防のこと」(17.9%)、「子育て支援のこと」(14.0%)の順となっています。

知りたい福祉の情報



⑥町の福祉施策で今後重要な取組

町の福祉施策で今後重要な取組について、「身近な場所で相談できる窓口の充実」(37.5%)、「緊急時や災害時に地域でたすけあう仕組みづくり」(37.2%)、「高齢者、障がい者、児童の福祉施策の充実」(26.6%)の順となっています。

町の福祉施策として、今後重要な取組





計画策定の趣旨

地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、地域住民が抱える新たな課題を解決するため「元気に住み続けたい気持ちを実現するまち」を基本理念とする「第3次大崎上島町地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進する主体である住民の参画とともに、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた「福祉の総合計画」です。



基本目標と施策体系

基本
理念

元気に住み続けたい気持ちを実現するまち

基本方針

基本方針 1

「地域福祉」の考え方の「自助・互助・共助・公助」のもと、すべての住民が地域福祉の受け手であると同時に支え手であることの理解を深めていけるような施策・取組の推進を図ります。

基本方針 2

地域で誰も孤立することのなく住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるよう、地域づくり・コミュニティづくりを推進します。

基本方針 3

行政と関係機関とのネットワークの充実を図り、連携・調整を一層強化していくことを目指すとともに、重層的支援体制の整備を検討します。

基本目標

①

地域包括支援体制の整備

②

横断的課題解決への取組の推進

③

地域福祉の意識づくりと人づくりの推進



④

情報提供と福祉サービスの充実



計画の位置付け 根拠法

本計画は、「社会福祉法」第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づく、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

また、本計画は市町村成年後見制度利用促進基本計画及び地方再犯防止推進計画としても位置付けます。

施策の方向

- 支援を必要とする人に対して、その人を含む世帯の状況・課題を的確に把握し、必要な支援を検討し、サービス等につなげる仕組みを強化するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

- 多様化・複雑化する課題とニーズに対応するために、相談体制の充実や関係機関の連携強化を図ります。
- 地域での孤立化を防ぎ、地域での支え合いのきっかけとなるような居場所づくりや交流の場への支援を強化します。

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「自分でできることはなるべく自分で」、「地域でできることは地域で」という意識啓発により、住民の地域活動への参加を促します。
- 地域で開催されているよってみんな屋、サロン活動を、地域の居場所として、気軽に集まる場所とし、多くの住民の様々な交流や活動ができるように支援するとともに、地域の集会所や公共施設の活用を促進します。
- ボランティアの育成や活動促進を支援するとともに、ニーズの把握や提供体制など調整機能の確保を図り、活動の活発化をめざします。

- 福祉に関する情報提供については、必要な人が、必要なサービスを利用できるよう、提供手段・方法を検討することが必要です。
- 住み慣れた地域で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービス推進とサービスの質の向上を図ります。

施策

- 1.1 地域包括ケアの推進
- 1.2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実

- 2.1 地域での声かけ・見守り活動の推進
- 2.2 地域の居場所・集まる機会づくり
- 2.3 権利擁護支援の推進
- 2.4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策
- 2.5 生活基盤の確保支援
- 2.6 共生型サービスの検討
- 2.7 地域の安心・安全対策の推進
- 2.8 介護福祉人材の育成

- 3.1 地域で支え合う意識の啓発
- 3.2 介護予防活動等による地域福祉活動の推進
- 3.3 互いに関わり参加する地域づくりの推進
- 3.4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進
- 3.5 ボランティア活動の活性化
- 3.6 各種福祉団体等の活動支援

- 4.1 情報提供の充実
- 4.2 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上

第1期大崎上島町成年後見制度利用促進計画

根拠法：成年後見制度利用促進法第14条第1項

計画の期間：令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間

成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況について、令和5(2023)年12月末現在で4名の方が法定後見を利用されています(後見4件、保佐0件、補助0件)。また任意後見の利用は有りません。

施策の体系

施策	施策の方向
施策1 成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none">●成年後見制度の広報・啓発活動の推進●相談窓口の周知●職員等を対象とした研修等による制度の理解促進
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">●支援が必要な人の発見体制づくり●相談支援体制の整備●ニーズに応じた支援体制の整備●町長申し立ての実施
施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none">●チームによる支援体制の整備●中核機関の設置・地域連携ネットワークの整備

第1次大崎上島町再犯防止推進計画

根拠法：再犯防止推進法第8条第1項

計画の期間：令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間

計画の対象者

「第1次大崎上島町再犯防止推進計画」の対象者は「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者」です。

計画の基本方針

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- 3 就労・住居を確保するための取組の推進

施策の展開

基本方針	施策の方向
基本方針1 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">●社会を明るくする運動強調月間等における啓発活動の推進●再犯防止啓発月間●行政や専門機関等による相談事業の周知等
基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供	<ul style="list-style-type: none">●関係団体の活動促進等●保健・医療・福祉サービス等の利用●非行の防止と就学支援
基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進	<ul style="list-style-type: none">●就労の確保等●住居の確保等

再犯防止に向けた支援体制の整備

再犯の防止等の取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者等の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要であるとの認識のもとに、町は警察、支援機関、民間ボランティア等、更生保護に係わる機関・団体と相互に連携・協力しながらネットワークを形成し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。